

（サウナ設備）

第9条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2）サウナ室は、火災予防上安全に他の室と区画すること。
- （3）サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- （4）サウナ設備は、避難の支障となる位置に設けないこと。
- （5）サウナ室内においては、喫煙等を禁止する旨の表示を見やすい箇所に設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕

【趣旨】

本条は、サウナ室に設ける放熱設備の位置、構造及び管理の基準について定めたものである。

サウナ設備については、当時の飛躍的な産業技術の発達及びエネルギー革命により、新しい形態の火を使用する設備器具が多く出現しており、サウナ設備もそのうちの1つであった。しかし、サウナ設備の基準に係る規定は存在していなかったため、温度が異常に上昇した場合の熱源遮断装置等の基準を定めるため、昭和48年の条例全部改正により、本条を設けたものである。

【解説】

1 サウナ設備による火災危険（例）

サウナ設備を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	サウナヒーターの点検口にはめ込まれていた木枠が外れ、ヒーターの金属製外装板に接触していたことに気付かず使用していたことにより、木枠が炭化し、火災化する。	・可燃物との間に適正な離隔距離を確保すること。
□	天井の気密漏れにより熱気が小屋材の空洞部に集中したことで、その空洞部の電気配線が高温となり出火する。	・換気口以外の気密性を保つなど適正に施工すること。
□	遠赤外線サウナヒーターの移動可能な木製の保護柵（裏面に石綿板を施工）と放熱管との離隔距離が不足していたため、時間の経過に伴い低温着火により火災化する。	・適正な離隔距離を確保すること。
□	消防の設置検査に合格した後、利用客からの景観を良くするために、サウナヒーターにステンレス台を置き、その上に鉄板を載せて使用したところ、高温の空気が上方に拡散せず、一方向に熱が集中し、壁内の木材に伝導加熱され、時間経過とともに炭化し、火災化する。	・消防検査に合格した後も、適正に維持管理すること。 ・景観を考慮する場合は、本来の用途以外の使用とならず、条例の内容を順守するよう十分に注意すること。

サウナ設備による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心してサウナ設備を使用するため

には、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 サウナ設備の概要

- (1) 「サウナ設備」とは、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる装置により、高温低湿(室温約90度～110度、湿度約5パーセントから15パーセント)の空間を作り、人体の発汗を促進させるものをいう。スチームサウナは、水を沸騰させて発生した蒸気により温める方法で、室温は約40度～50度、湿度は100パーセントである。スチームサウナについては、本条によるサウナ設備に該当しないため、規制の対象外となる。
- (2) 「サウナ室」とは、サウナ放熱器を設け、その特性により人体の発汗を促進させる室をいう。
- (3) 現在、市場に流通しているテントサウナは、テント内に放熱設備を置くことで簡易的なサウナ室を作り、野外等でのサウナを気軽に楽しむことのできるものである。また、組立式の簡易サウナをベランダや屋上に設置し、日常の疲れを癒すことに使用することも考えられる。これらのサウナを屋外に設置する場合は、本条の規制対象外となるが、使用する燃料に応じて第22条（液体燃料を使用する器具）、第23条（固体燃料を使用する器具）、第24条（気体燃料を使用する器具）の規制対象にはなることから、留意する必要がある。また、テントサウナは、屋内での使用は想定されていないため、そのような場所への設置は控えるべきである。

3 サウナ設備の位置、構造及び管理の基準（第1項・電気サウナ設備関係）

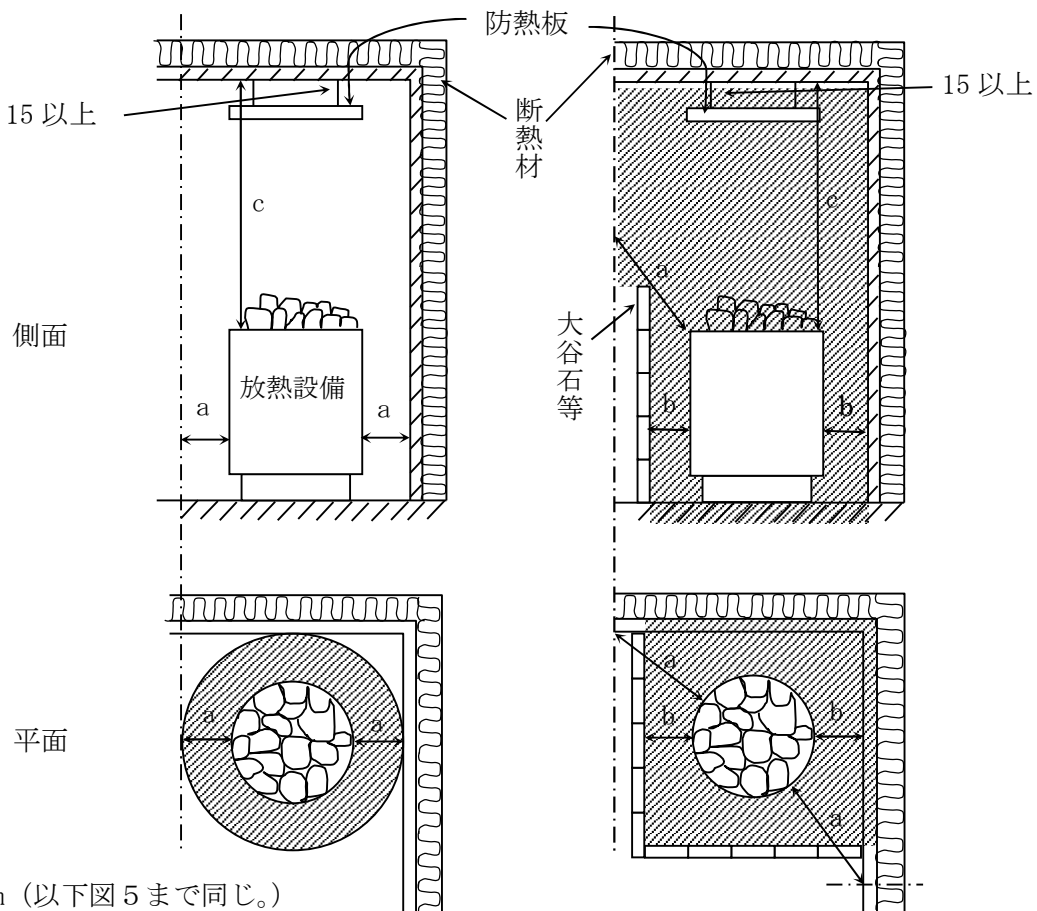
電気サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、「サウナ設備設置基準」（（公社）日本サウナ・スパ協会）の内容に準拠し、以下のとおりとする。

- (1) 電気サウナ設備に関しては、1台の最大消費電力が30キロワット以下のものを対象とする。
- (2) 「電気サウナ設備」とは、(3)に掲げる電気サウナ放熱器及び当該機器に附属する機器装置（操作盤、温度調節器、温度過昇防止器等）をいう。
- (3) 「電気サウナ放熱器」とは、電気を熱源として高温を発生させる次に掲げる装置をいう。
 - ア 対流型放熱器
 - イ 遠赤外線放射装置
 - ウ 対流・遠赤外線放射併用型装置
 - エ その他の放熱器
- (4) 「対流型放熱器」とは、サウナ放熱器のうち、対流により高温低湿の空気を作る装置をいう。
- (5) 「遠赤外線放射装置」とは、サウナ放熱器のうち、遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気を作る装置をいう。
- (6) 「対流・遠赤外線放射併用型装置」とは、サウナ放熱器のうち、対流と遠赤外線放射を併用して、高温低湿の空気を作る装置をいう。
- (7) 「その他の放熱器」とは、(4)、(5)又は(6)以外のサウナ放熱器をいう。
- (8) サウナ放熱器は、壁、床等に堅固に固定すること。
- (9) サウナ放熱器には、容易に人が触れることができないような囲い、柵等を設けること。
- (10) 第1号に定めるとおり、離隔距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として、平成14年消防庁告示第1号により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (11) 対流型放熱器の場合は、天井、壁、床、いす等との離隔距離及び周辺の仕上げは、図1に示すとおりにすること。
- (12) 遠赤外線放射装置の場合は、天井、壁、床、いす等との離隔距離及び周辺の仕上げは、図2に示すとおりにすること。
- (13) サウナ放熱器の周囲には、図3に示すとおりに、点検及び管理のための空間を確保すること。
- (14) 対流型放熱器及び対流・遠赤外線放射併用型装置の対流方向のサウナ室の天井部分には、対流熱を有効に拡散できる防熱板（金属又は不燃材料による。）を天井面から15センチメートル以上離して設けること。その際、当該防熱板は、対流型放熱器又は対流・遠赤外線放射併用型装置

の平面外形の寸法以上のものとする。

- (15) 図1及び図2において定める離隔距離又は仕上げによらないもののほか、対流・遠赤外線放射併用型装置（サウナ放射器のうち、対流と遠赤外線放射を併用して、高温低湿の空気を作る装置をいう。以下同じ。）及びその他の放射器については、国際電気規格（60335-2-53）に準拠した試験データを第66条による届出の際に「サウナ設備設置（変更）届出書」に添付すること。
- (16) 国際電気規格（60335-2-53）により認証を受けたものをその認証どおりに設置しようとするときは、その認証データを第66条による届出の際に「サウナ設備設置（変更）届出書」に添付すること。
- (17) 壁を挟んで背中合わせにサウナ放熱器を設置する場合は、図1及び図2の斜線部分における壁のうち、背中合わせとなる壁について、下地を含めて不燃材料で仕上げる。

図1 対流型放射器の離隔距離及び周辺の仕上げ



単位：cm（以下図5まで同じ。）

保有距離	定格消費電力 7.5kW 以下	7.5kW を超え 15kW 以下	15kW を超え 30kW 以下
a	25cm 以上	50cm 以上	100cm 以上
b	10cm 以上	20cm 以上	
c	100cm 以上		
備 考	上記の距離又は平成 1 4 年消防庁告示第 1 号で定める離隔距離以上		

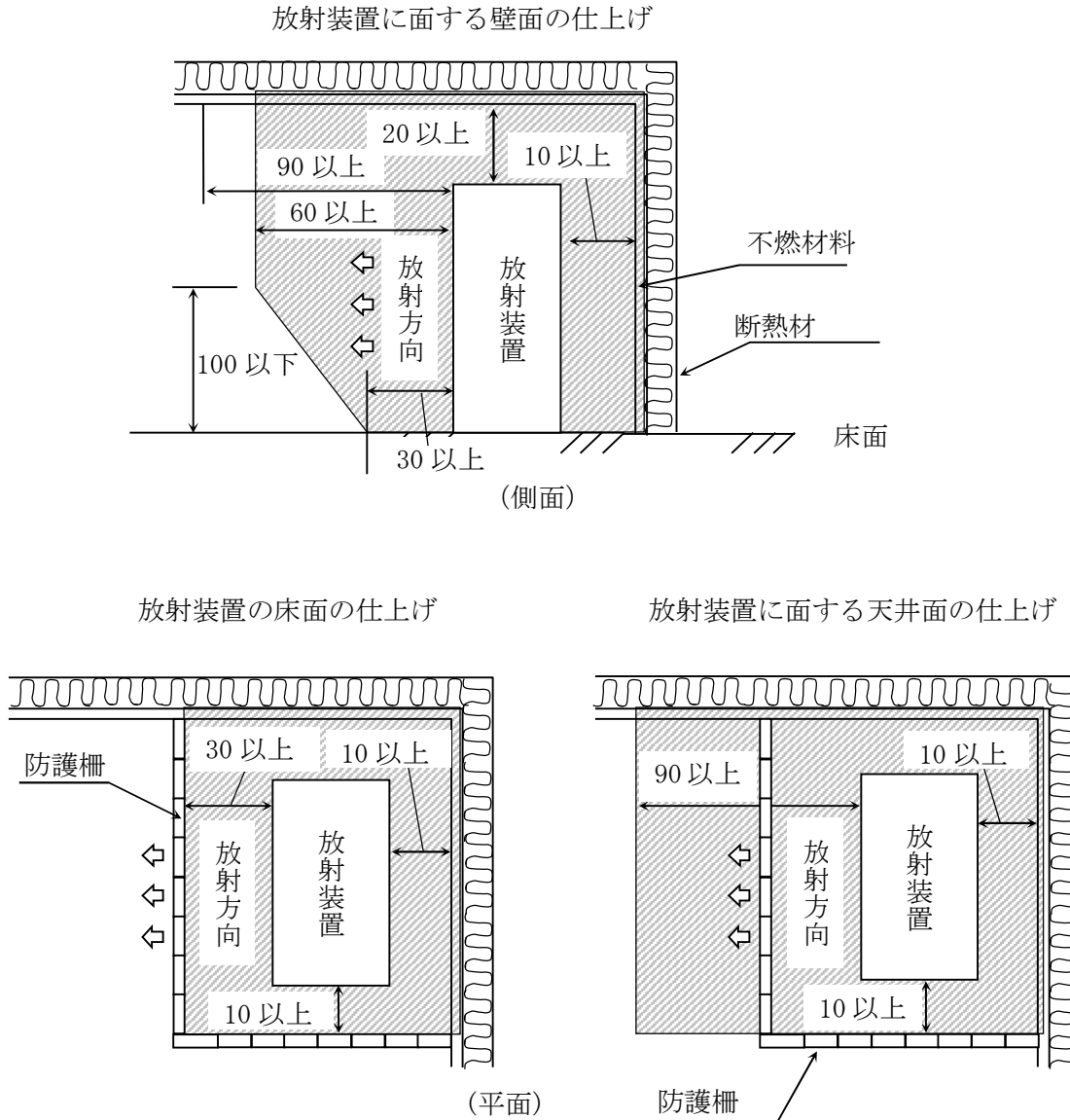
※ 大谷石（おおやいし） 栃木県宇都宮市大谷町付近一帯から採掘される耐火性に優れ、軽くて柔らかく加工しやすい流紋岩質角礫凝灰岩のことをいう。

※ 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕

上げること。

※ 断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25ミリメートル以上で密度24キログラム毎立法メートル以上のロックウール、グラスウール等とすること。

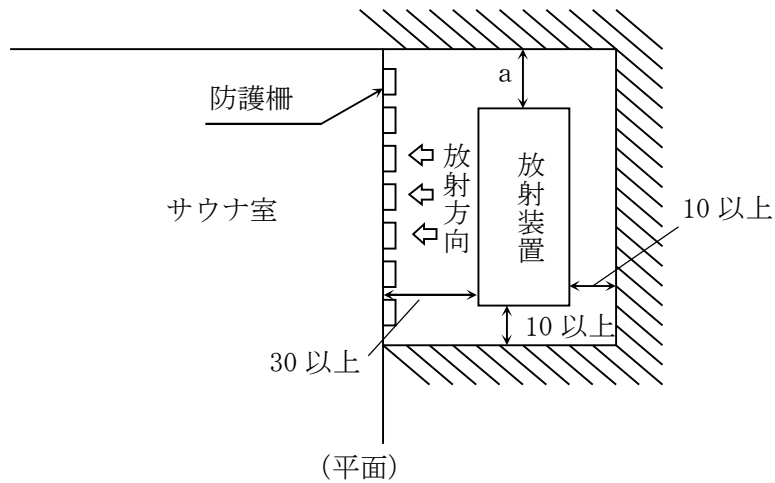
図2 遠赤外線放射装置の離隔距離及び周辺の仕上げ



※ 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては抗火石（「こうかせき」と読む。伊豆七島の新島や天城山に産する軽石のこと。）、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

※ 断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25ミリメートル以上で密度24キログラム毎立法メートル以上のロックウール、グラスウール等とすること。

図3 点検及び管理空間

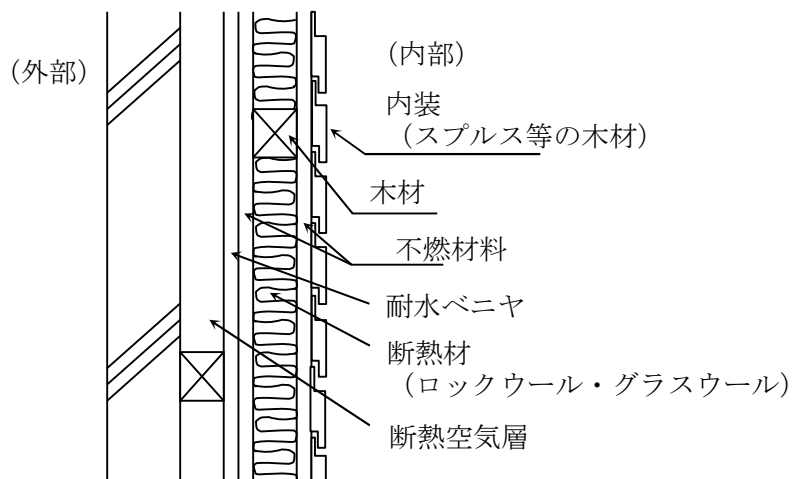


※ a は、両側面及び背面の3面が壁に囲まれた場所に遠赤外線放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検及び管理空間を確保すること。

(18) 第2号に定めるとおり、サウナ室は、火災予防上安全に他の室と区画すること。「火災予防上安全に他の室と区画」とは、以下のとおりである。

ア サウナ室及びサウナ室の前室は、開口部を除き1時間以上の耐火性能を有する壁及び床（直上階の床を含む。）で造られているものであること。

サウナ室の壁体構造例



イ サウナ室の開口部（換気口は除く。）は、次によること。

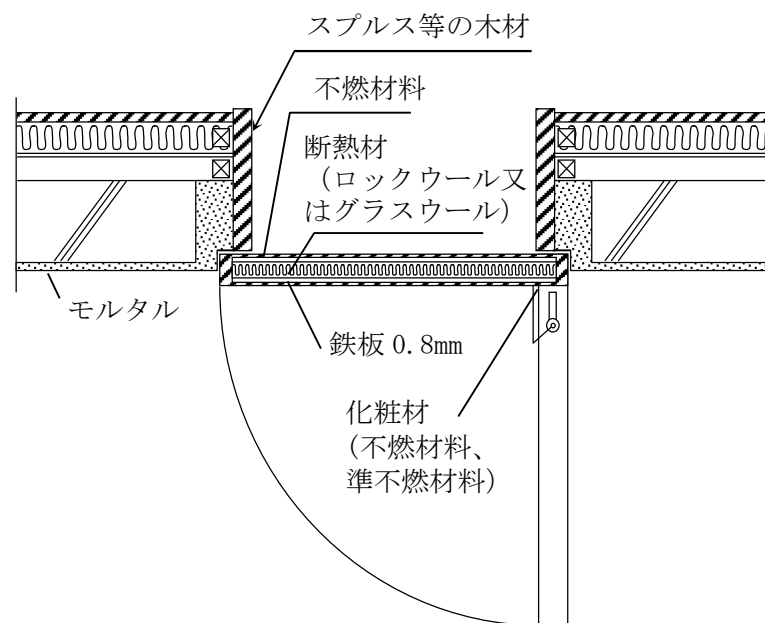
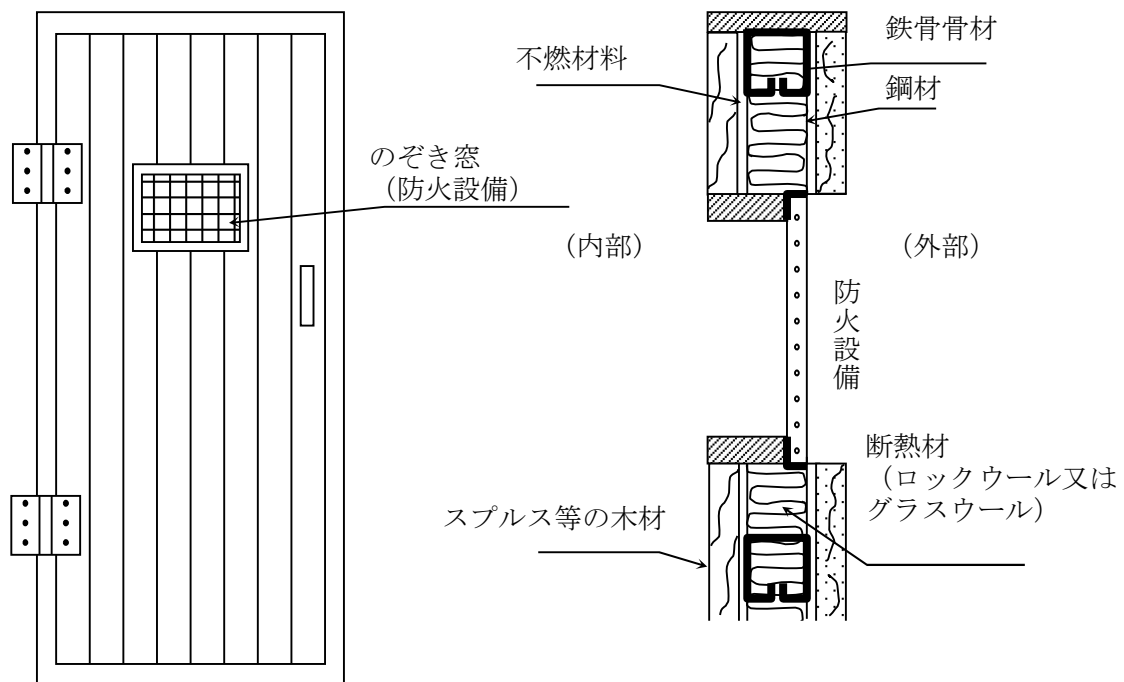
(ア) 出入口扉及びその他の開口部は、洗い場に面する場所であること。ただし、屋外に面するなど防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

(イ) 出入口の扉は、常時閉鎖式の防火設備である防火戸又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること（A図及びB図参照）。ただし、次の条件を満足している場合は、サウナ室の扉は図で示す扉と同等以上の防火性能を有するものとする（C図参照）。

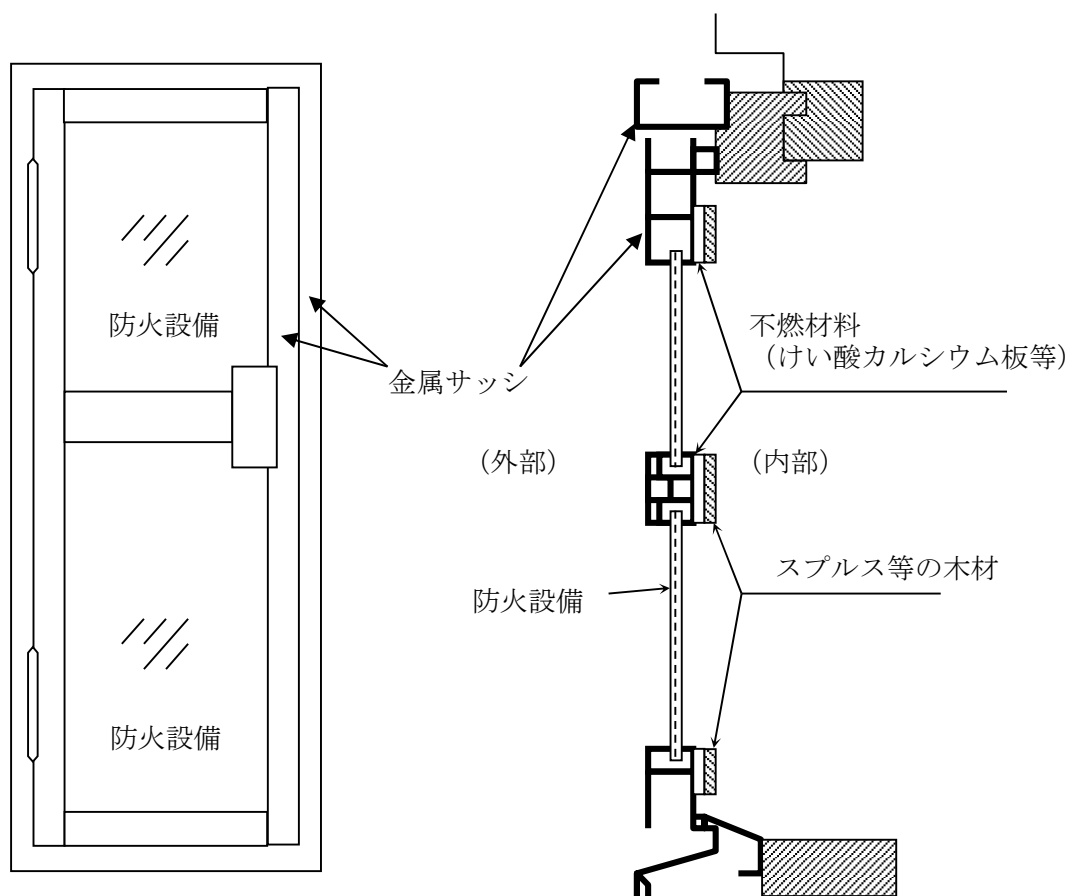
a サウナ室及び洗い場を含めた部分の壁及び床（直上階の床を含む。）が、耐火構造で他の部分と区画されていること。

b 洗い場の出入口扉は、常時閉鎖式の防火設備である防火戸であること。

サウナ室の出入口扉の構造例・A図

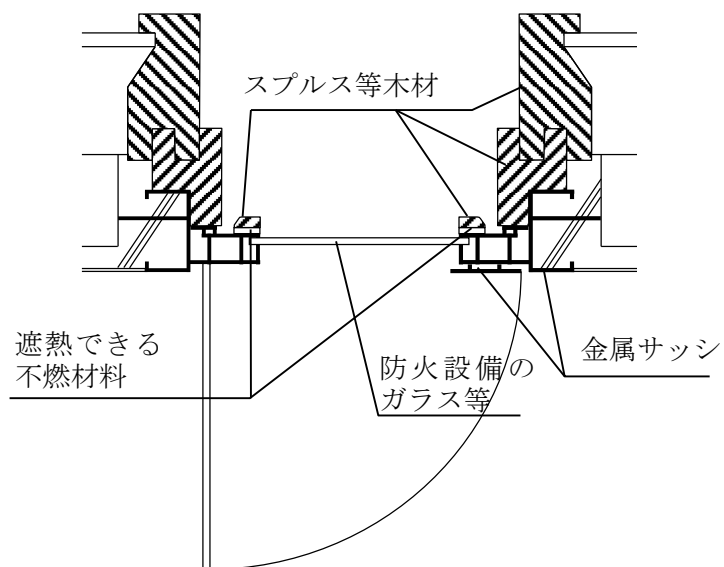


サウナ室の出入口扉の構造例・B図

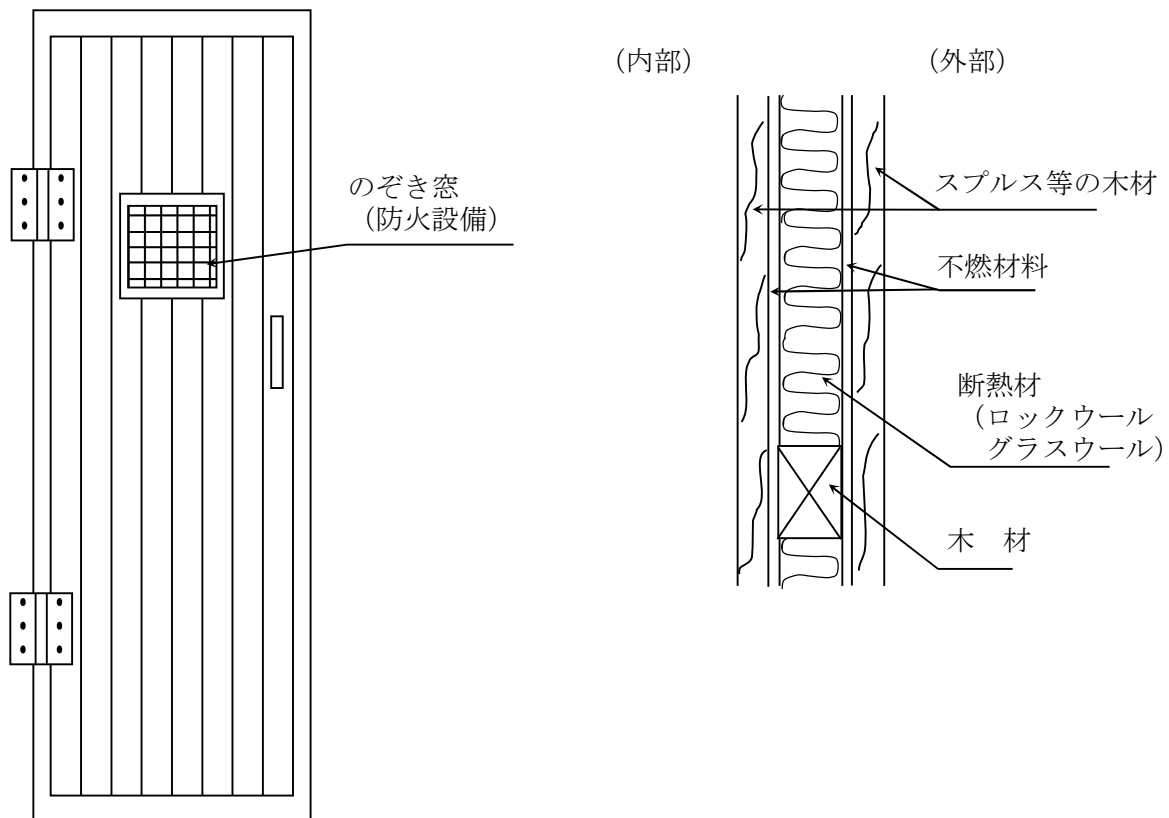


（注）扉本体は、防火設備である防火戸とすること。

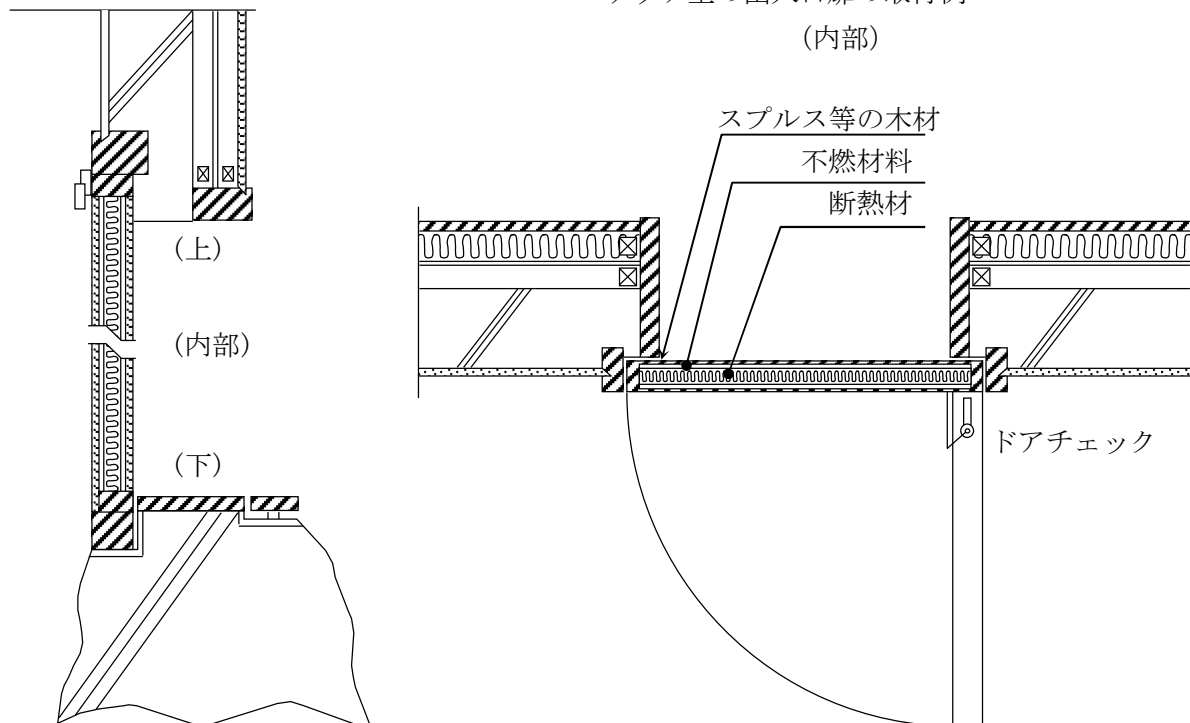
サウナ室の出入口扉の取付例



サウナ室の出入口扉の構造例・C図



サウナ室の出入口扉の取付例
(内部)



c サウナ室の洗い場に面する開口部（出入口扉を除く。）は、開口面積1平方メートル以下のものを2か所以下で、当該開口部には、はめ殺しの防火設備を使用すること。ただし、次の条件を満たした場合は、「開口面積1平方メートル以下のもの2か所以下」を適用しない。

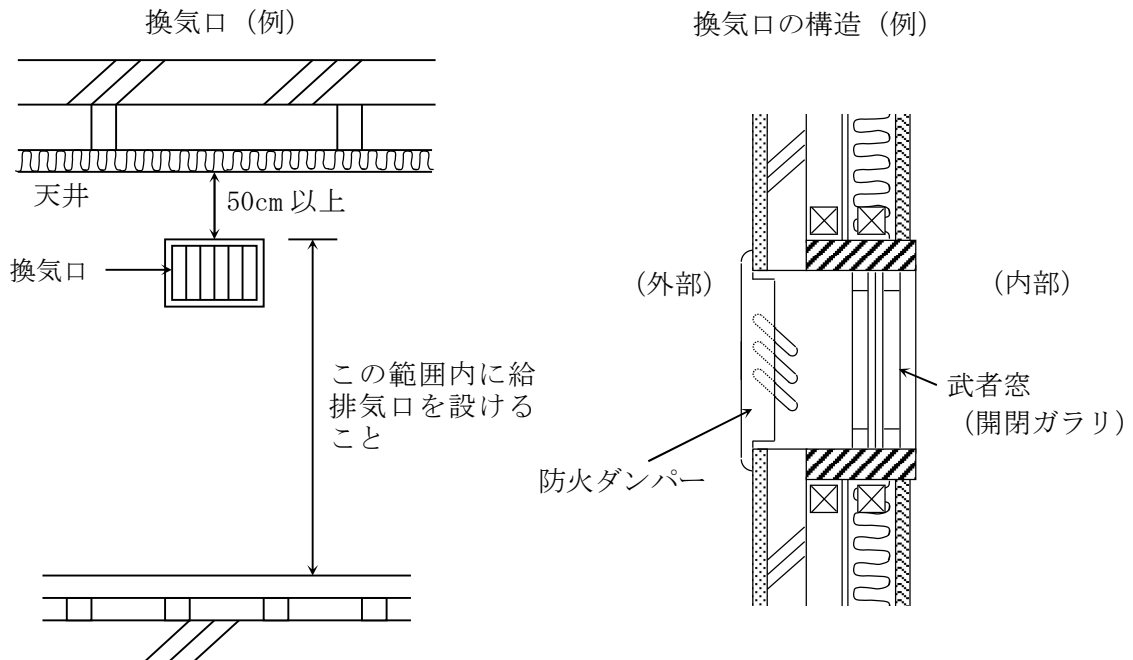
【第9条（サウナ設備）】

- (a) サウナ室及び洗い場を含めた部分の壁及び床（直上階を含む。）が耐火構造で他の部分と区画されていること。
- (b) 洗い場の出入口扉は、A図、B図、C図に示す出入口扉又は常時閉鎖式の防火設備である防火戸であること。

ウ サウナ室の前室の出入口扉は、常時閉鎖式の防火設備である防火戸とすること。なお、この場合のサウナ室の出入口扉は、防火設備である防火戸としないことができる。

エ サウナ室の換気は、次によること。

- (ア) 給排気口は、屋外又は洗い場に面する部分に設け、出入口扉には設けないこと。
- (イ) 給排気口には、手動又は自動的に閉鎖できる厚さ1.5ミリメートル以上の鋼製ダンパーを設けること。ただし、給気口に開口面積100平方センチメートル以下の金属管等の不燃材料を用いた給気口を床面近くに設けた場合は、給気口のダンパーを設けないことができる。
- (ウ) 材質は不燃材料とし、耐火構造の壁に固定すること。
- (エ) 換気口は、サウナ室の天井面から下方50センチメートル以上の位置に設けること。ただし、屋外に面する部分に設ける場合はこの限りでない。



オ サウナ室内の空気を強制循環させているものは、次によること。

- (ア) 電動機、ファン等で、熱気の影響を受けるおそれのあるものは、耐熱性のものを使用すること。
- (イ) ダクトを使用する場合は、厚さ1.5ミリメートル以上の鋼製のもので造り、可燃物と接触しないような措置を施すこと。
- (ウ) 循環ダクトの途中から新鮮な空気を取り入れる場合は、取入口に防火ダンパーを設けること。

カ サウナ室の壁及び天井に使用する断熱材は、ロックウール又はグラスウール等の不燃材料を使用すること。

キ サウナ室の前室の天井、壁及び室内に面する仕上げは、不燃材料とすること。

ク サウナ室には、他の用途に供するダクト、ガス管及び電気配線等が貫通していないこと。

- (19) 第3号について、サウナ室には、異常に温度上昇したときに自動的に電源を遮断することができる自動停止装置を設けること。また、自動停止装置の温度検出には、温度ヒューズが組み込まれていること。

【第9条（サウナ設備）】

- (20) 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さのおおむね3分の2以上の位置に取り付けること。
- (21) ファンを用いるサウナ放熱器の場合は、ファン停止の際に熱源の電源を遮断することができる装置を設けること。
- (22) 第4号について、サウナ室は、避難階又は避難階まで直通している階段による2方向避難が確保されている階に設置すること。ただし、避難タラップ等を設置し、避難が容易にできると認められるものはこの限りでない。
- (23) 第5号について、サウナ室内においては、喫煙等を禁止する旨の表示を見やすい箇所に設けること。

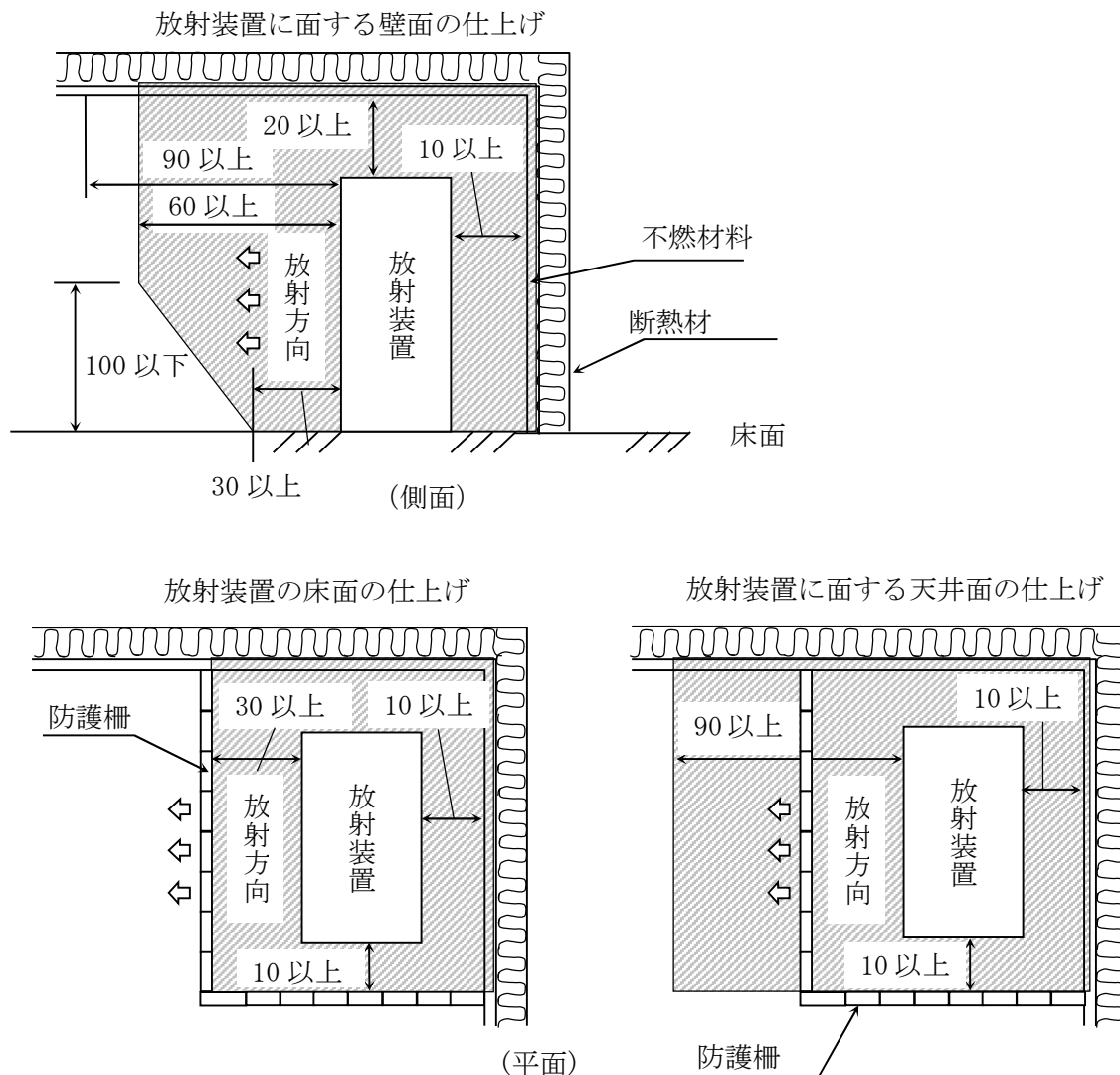


- (24) サウナ室内の電線は、次によること。
- ア MI ケーブル
 - イ ケイ素ゴム絶縁ガラス編み組電線
 - ウ ア又はイと同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線
- (25) サウナ室内の配線は、MI ケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート、モルタル等で1センチメートル以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した箇所に敷設する場合は、この限りではない。
- (26) サウナ室の電気回路は、専用の分岐回路とし、漏えい電流を有効に感知する装置を設けること。
- (27) サウナ室のサウナ放熱器等には、第3種（D種）接地工事を施すこと。
- (28) 保守、点検、清掃等に関することは、次によること。
- ア 運転・停止スイッチの作動を確認すること（スイッチの「入」「切」に反応するか。）。イ 温度調節器の作動を確認すること（調節器を操作したときに正常に作動するか。）。ウ サウナ放熱器の能力が出ているかを確認すること（温度があらかじめ設定した値を逸脱していないか。）。エ サウナ放熱器の周辺に可燃物がないように清掃を行うこと。オ 月1回程度、次の点検を行うこと。
 - （ア）サウナ放熱器の運転電流値を確認すること。
 - （イ）サウナ放熱器及び電路の絶縁抵抗値を確認すること。
 - （ウ）漏電遮断器の作動を確認すること。カ 年1回程度、サウナ放熱器等の構造部分の点検を行うこと。
- 4 サウナ設備の位置、構造及び管理の基準（第1項・ガスサウナ設備関係）
- ガスサウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、「サウナ設備設置基準」の内容に準拠し、以下のとおりとする。
- (1) ガスサウナ設備に関しては、1台の最大消費熱量が7キロワットを超え、50キロワット以下のものを対象とする。
- (2) ガス遠赤外線放射装置は、（一財）日本ガス機器検査協会等の第三者機関において実施する検査に合格した装置など一定の安全性が確認されたものを使用すること。
- (3) 「ガスサウナ設備」とは、ガス遠赤外線放射装置をいう。

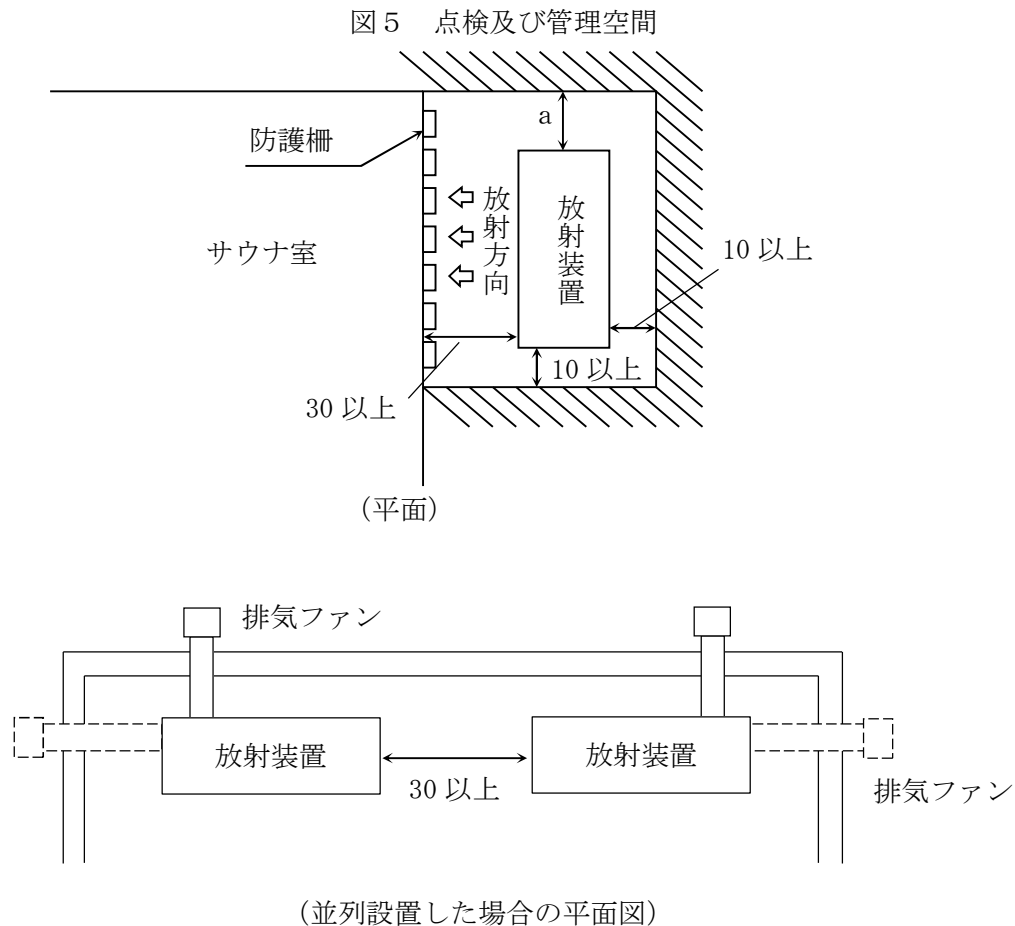
【第9条（サウナ設備）】

- (4) 「ガス遠赤外線放射装置」とは、ガスを熱源とするもので、遠赤外線放射装置と燃焼制御装置（ガスバーナーの燃料遮断弁、燃料用ファン、その他の燃焼を制御する装置）からなり、放射管の中でガスを燃焼させることにより放射管表面から遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気を作る装置をいう。
- (5) 「サウナ室」とは、ガス遠赤外線放射装置を設置し、遠赤外線により人体の発汗を促進させる室をいう。
- (6) 「機械室」とは、ガスサウナ設備の燃焼制御装置を設置する室をいう。
- (7) 第1号に定めるとおり、離隔距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として、平成14年消防庁告示第1号により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (8) 遠赤外線放射装置と、天井及び壁、床、いす等との離隔距離は、図4に示すとおりとすること。
- (9) 遠赤外線放射装置周辺の天井、壁及び床の仕上げは、図5に示すとおりとすること。
- (10) 遠赤外線放射装置の周囲には、図5に示すとおり、点検及び管理のための空間を確保すること。
- (11) 給排気管のサウナ室貫通部分は、その面積を1,500平方センチメートル以下とし、有効に防火区画すること。
- (12) 壁を挟んで背中合わせにガス遠赤外線放射装置を設置する場合は、図4の斜線部分に係る壁のうち、背中合わせとなる壁について、下地を含めて不燃材料で仕上げること。

図4 遠赤外線放射装置の離隔距離及び周辺の仕上げ



- ※ 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあってはロックウールの吸音板、壁面にあっては耐火石、床面にあってはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げる。
- ※ 断熱材にあっては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25ミリメートル以上で密度24キログラム毎立法メートル以上のロックウール、グラスウール等とすること。
- ※ 図4は、図2と同内容である。



- ※ a は、両側面及び背面の3面が壁に囲まれた場所に遠赤外線放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検及び管理空間を確保すること。
 - ※ 図5のうち、上の平面図については、図3と同内容である。
- (13) 第2号に定めるとおり、サウナ室は、火災予防上安全に他の室と区画すること（内容については、3（18）参照）。
- (14) ガスサウナ設備の構造等（第3号及び第4号に関する部分を含む。）については、(15) から (17) までによること。
- (15) 遠赤外線放射装置は、次によること。
- ア 遠赤外線放射装置は、床面に堅固に固定すること。
 - イ 放射管は、耐熱性及び耐食性のある材料を使用し、かつ燃焼排ガスがサウナ室内に漏れない構造であること。
 - ウ 燃焼排ガスは、排気筒により有効に屋外に排出すること。
 - エ 遠赤外線放射装置からの放射方向には、不燃材料による防護柵を設けること。

(16) 燃焼制御装置は、次によること。

ア 燃焼制御装置は、機械室の床面に堅固に固定することとし、サウナ室に設置しないこと。

イ 燃焼装置が密閉型のものは、点火する前に燃焼室の4倍以上の空気量で当該室内の空気の置換を行うこと。

ウ ガスの遮断弁は、最高使用圧力に十分耐え得る構造のものとし、これを二重に設置すること。

エ 燃焼装置には、疑似信号などによる誤動作の起こらない火炎検知器を設け、火が消えた場合に自動的にガスを遮断する構造であること。

オ サウナ室の温度が異常に上昇したときに自動的にガスを遮断することができる自動停止装置を設けること。また、自動停止装置の温度検出には、温度ヒューズが組み込まれていること。

カ 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さのおおむね3分の2以上の位置に取り付けること。

キ 燃焼に必要な空気は、サウナ室以外の場所から供給すること。また、燃焼に必要な空気をファンによって供給する場合は、ファンの作動が風圧スイッチなどによって検出された後でなければ、点火動作が行えない構造であること。

(17) 機械室は、次によること。

ア 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、梁又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火設備である防火戸を設けた場所を機械室とすること。

イ 機械室の空気取入口は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設けられる場合にあっては、この限りではない。

ウ 燃焼用空気取入口は、強制排気式の場合にあっては、排気筒断面積以上の面積とすること。

(18) サウナ室内の電線、配線等は、3（24）及び（25）によること。

(19) 保守、点検、清掃等に関することは、次によること。

ア 運転・停止スイッチの作動を確認すること（スイッチの「入」「切」に反応するか。）。

イ 温度調節器の作動を確認すること（調節器を操作したときに正常に作動するか。）。

ウ 遠赤外線放射装置等の周辺に可燃物がないよう清掃を行うこと。

エ 機器（放射管を除く。）の表面を乾いた布でよく拭くこと。

オ 異常者の有無を確認すること。異常者がある場合は、回転稼働部の交換等適切な処置をすること。

カ 空気の吸込口（機器の燃焼用空気取入口、機械室の吸・換気口など）は、月1回程度、詰まりがないかを点検し、付着しているごみ、ほこりなどを除去すること。

キ 年1回程度、ガス遠赤外線放射装置等の構造部分の点検をすること。

5 その他サウナ設備の位置、構造及び管理の基準（第2項関係）

(1) 第1項に定めるもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（炉）の規定を準用している。ただし、第3条第1項第1号及び第10号から第12号までを除くものとする。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。

ア 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第2号関係）

イ 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第3号関係）

ウ 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。（第3条第1項第4号関係）

エ 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。（第3条第1項第5号関係）

オ 屋内に設ける場合にあっては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において、防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。（第3条第1項第6号関係）

【第9条（サウナ設備）】

- カ 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。（第3条第1項第7号関係）
- キ 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。（第3条第1項第8号関係）
- ク 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。（第3条第1項第9号関係）
- ケ サウナ設備に附属する風道については、風道並びにその覆い及び支柱の不燃措置、風道のサウナ設備に近接する部分への防火ダンパー設置、サウナ設備から防火ダンパーまでの部分等における可燃性部分との間の離隔距離の確保、給気孔のじんあい混入防止措置などをとること。（第3条第1項第14号関係）
- コ 固体燃料を使用するサウナ設備にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。（第3条第1項第15号関係）
- サ 固体燃料の灰捨て場及び燃料置場について、灰捨て場の不燃及び飛散防止措置、多量の燃料を使用する場合における燃料置場と火源との離隔距離の確保などの措置をとること。（第3条第1項第16号関係）
- シ 液体燃料を使用するサウナ設備の燃料タンク、配管等の附属設備について、飛散防止、地震による転倒防止、燃料タンクの強度、屋内に設ける場合の措置、有効なる過装置の設置、燃料装置に過度の圧力がかかるおそれのあるサウナ設備に係る異常燃焼を防止するための減圧装置の設置などを行うこと。（第3条第1項第18号関係）
- ス 気体燃料を使用するサウナ設備にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、金属管の使用、ねじ接続、フランジ接続、溶接等による接続方法、差込み接続による場合のホースバンド等での締め付けなどを行うこと。（第3条第1項第19号関係）
- セ 液体燃料又は気体燃料を使用するサウナ設備にあつては、必要に応じ、炎が立ち消えた場合の安全確保装置、未燃ガスが滞留するおそれのあるものにおける点火前及び消火後の未燃ガス自動排出装置、温度が過度に上昇した場合における燃焼の自動停止装置、電気を使用して燃焼を制御する構造等のものにおける停電時の自動燃焼停止装置などの安全装置を設けること。（第3条第1項第19号の2関係）
- ソ 気体燃料を使用するサウナ設備の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第1項第19号の3関係）
- タ 電気を熱源とするサウナ設備にあつては、耐熱性を有する電線、接続器具等の使用及び短絡防止措置、温度が過度に上昇した場合における熱源の自動停止装置などの措置をとること。（第3条第1項第20号関係）
- チ サウナ設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第3条第2項第1号関係）
- ツ サウナ設備及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。（第3条第2項第2号関係）
- テ 液体燃料を使用するサウナ設備及び電気を熱源とするサウナ設備にあつては、第3条第2項第2号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるものに行わせること。（第3条第2項第3号関係）
- ト 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。（第3条第2項第4号関係）

【第9条（サウナ設備）】

ナ 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのあるサウナ設備にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

（第3条第2項第5号関係）

ニ 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。（第3条第2項第6号関係）

ヌ 入力350キロワット以上のサウナ設備にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓、出入口等に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、サウナ設備の周囲に有効な空間を保有する等火災予防上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第3項関係）

ネ その他液体燃料を使用するサウナ設備の位置、構造及び管理の基準について、次の規定を準用する。（第3条第4項関係）

（ア）指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関すること。（第35条関係）

（イ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等に関すること。（第36条の2関係）

（ウ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等に関すること。（第36条の3関係）

（エ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関すること。（第36条の3の2関係）

（オ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準等に関すること。（第36条の4関係。ただし、第2項第1号、第2号、第4号及び第11号は除く。）

（カ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等に関すること。（第36条の5関係）

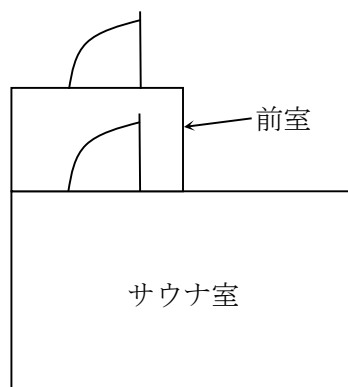
（2）（1）ネ（第3条第4項関係）は、灯油、重油その他の液体燃料を使用するサウナ設備に係る危険物規制について規定したものである。当該液体燃料は危険物に該当するものであるため、その貯蔵し、又は取り扱う数量が指定数量未満の場合は第4章の該当条項の規制を、指定数量以上の場合には危政令等の危険物関係法令の規制を受けることとなる。

6 その他サウナ設備を設置する場合の留意事項（サウナ室の据付面積1.8平方メートル以上で、定格消費電力3キロワットを超えるサウナ設備）

3及び4に掲げるもののほか、旅館、公衆浴場、病院、フィットネスクラブ、その他これらに類する施設に業務用として設置し、サウナ室の据付面積1.8平方メートル以上で、定格消費電力3キロワットを超えるサウナ設備を設置する場合の留意事項は、以下のとおりである。

（1）サウナ室は、避難階又は避難階まで直通している階段による2方向避難が確保されている階に設置すること。ただし、避難タラップ等を設置し、避難が容易にできると認められるものはこの限りでない。

（2）1つのサウナ室の床面積（サウナ室の前室の床面積を含む。）が30平方メートル以下であること。



(3) サウナ室及びサウナ室の前室は、火災予防上安全に他の室と区画すること（内容については、3（18）参照）。

(4) 放熱設備の位置及び構造は、次によること。

ア 避難上支障のない位置に設けること。

イ 放熱設備は、床上又は壁等に堅固に設置するとともに、容易に点検清掃ができるようにすること。

ウ 石油、ガスその他の熱源を用いるものの離隔距離は、下表によること。

離 隔 距 離			
上 方	側 方	前 方	後 方
1.5m以上	0.5m以上	1.2m以上	0.5m以上

※ 上表の離隔距離又は平成14年消防庁告示第1号で定める離隔距離以上とすること。

(5) サウナ室内の電線（器具内の配線を含む。）は、次のいずれかによること。

ア MI ケーブル

イ ケイ素ゴム絶縁ガラス編み組電線

ウ シリコンゴム絶縁ガラス編み組電線（JIS C3323）

エ アからウまでに掲げる電線と同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線

(6) 配線は、MI ケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート又はモルタル等で1センチメートル以上埋設するか、これと同等以上の耐熱措置を施すこと。

(7) サウナ室の電気回路は、専用の分岐回路とし、漏電電流を有効に感知する装置を設けること。

(8) サウナ室の使用温度（天井付近）は、110度を超えないものであること。

7 その他サウナ設備を設置する場合の留意事項（サウナ室の据付面積1.8平方メートル未満又は定格消費電力3キロワット以下のサウナ設備）

3（（18）を除く。）及び4（（13）を除く。）に掲げるもののほか、旅館、公衆浴場、病院、フィットネスクラブ、その他これらに類する施設に業務用として設置し、サウナ室の据付面積1.8平方メートル未満又は定格消費電力3キロワット以下のサウナ設備を設置する場合の留意事項は、以下のとおりである。

(1) サウナ室と2方向避難との関係については、6（1）を準用するほか、管理者が常時監視することが困難な場所に設置するときは、次によること。

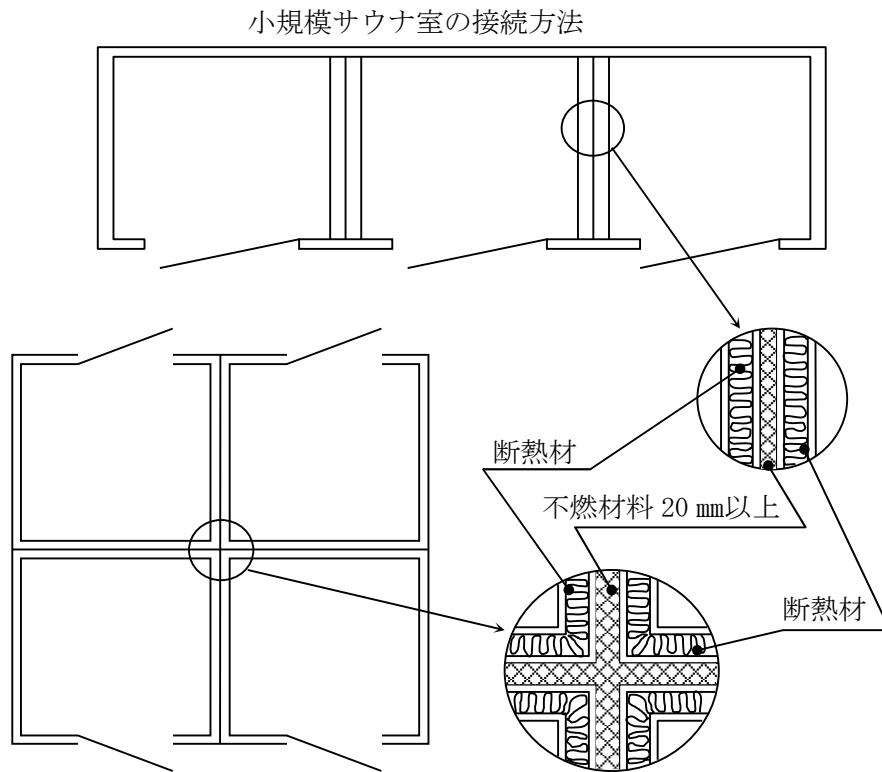
ア 床、壁及び天井の仕上げは、金属以外の不燃材料とすること。

イ 出入口扉は、常時閉鎖式の防火設備である防火戸とし、その他の開口部（換気口を除く。）は、防火設備とすること。

(2) 旅館等の一つの客室（附室がある場合を含む。）の壁及び床（直上階の床を含む。）が耐火構造で、開口部が防火設備である防火戸で他の部分と区画されている場所に設置する場合は、（1）によらないことができる。

(3) サウナ室は、本体の側方から10センチメートル（2以上のサウナ室を接続する場合は30センチメートル）以上、本体の天井から20センチメートル以上の空間を設けること。

(4) サウナ室を2以上接続して設置する場合は、一のサウナ室について3面以上は接続できないものとし、サウナ室相互間に厚さ20ミリメートル以上の金属以外の不燃材料を設けること。



- (5) サウナ室を構成する床、壁及び天井の仕上げは、9ミリメートル以上の金属以外の不燃材料を使用すること。ただし、容易に人が触れるおそれのある床や壁の部分にあっては、不燃材料以外の材料で覆うことができる。
- (6) サウナ室の開口部（換気口を除く。）は、次によること。
- ア 出入口扉は、常時閉鎖式の防火設備である防火戸又はC図に示す出入口扉と同等以上の防火性能を有するものとする。
- イ 出入口扉ののぞき窓は防火設備とし、600平方センチメートル以下のもの1か所とすること。
- (7) サウナ室の換気用のための給排気口の開口面積は、1平方メートルあたり2平方センチメートル以下とすること。
- (8) 換気口を除き、長時間使用しても全体的に気密性が保たれていること。
- (9) サウナ室の外部表面温度は、60度を超えないこと。
- (10) その他サウナ室の構造は、3（18）カを準用し、サウナ室の壁及び天井に使用する断熱材は、ロックウール又はグラスウール等の不燃材料を使用すること。
- (11) 放熱設備の位置及び構造は、次によること。
- ア 避難上支障のない位置に設けること。
- イ 放熱設備は、床上又は壁等に堅固に設置するとともに、容易に点検清掃ができるようにすること。
- ウ 石油、ガスその他の熱源を用いるものの離隔距離は、下表によること。

離 隔 距 離			
上 方	側 方	前 方	後 方
1.5m以上	0.3m以上		

※ 上表の離隔距離又は平成14年消防庁告示第1号で定める離隔距離以上とすること。

【第9条（サウナ設備）】

(12) サウナ室の電気配線等は、6（5）から（7）までを準用するほか、制御箱等が湿気の多い場所等に設けられている場合は、防湿措置を施すこと。

(13) サウナ室の使用温度（天井付近）は、90度を超えないこと。

8 サウナ設備の規制対象外となる場合

本条に規定するサウナ設備の規制対象外となる場合は、以下のとおりである。

(1) 個人の住居に設置するサウナ設備

個人の住居（一般住宅及び共同住宅）に設置するサウナ（電気サウナで、定格消費電力2キロワット以下のもの）で、次の基準に適合するもの。

ア サウナ室は、設置する場所の周囲から10センチメートル以上、天井から20センチメートル以上離して設置すること（周囲が不燃材料である場合を除く。）。

イ サウナ室の外部表面温度は、60度を超えないものであること。

ウ サウナ室には、可燃性の敷物等を敷き込まないこと。また、金属製の温度計、温度調整器及び照明器具等と可燃物が接触しないものであること。

エ サウナ室の使用温度（天井付近）は、90度を超えないものであること。

オ 国際電気規格（60335-2-53）により認証を受けたものをその認証どおりに設置しようとする場合は、アからエまでによらないことができる。

(2) 採暖用又は医療用等を目的として使用されるサウナ設備

水泳後の採暖用又は医療用等を目的として使用される低温サウナや採暖室で、次に掲げる位置及び構造によるもの。

ア 室の単位面積当たりの発熱体の消費電力が0.5キロワット毎平方メートル以下であること。

イ 1個の発熱体の消費電力が5キロワット以下であること。

ウ 天井、壁（出入口扉を含む。）の仕上げが金属以外の不燃材料であること。

エ 室内の可燃物の使用は、ベンチ等の必要最小限度な部分とすること。

オ 床面から1メートルの位置において室温が50度以上に上昇しないように温度調整装置が設けられ、かつ、過熱防止装置が設置されていること。

カ 室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏電遮断器を設けていること。

9 届出関係（第66条、規則第17条関係）

第66条（火を使用する設備等の設置の届出）【解説】を参照すること。

10 消火設備（第41条関係）

(1) 政令の規定による消火器の設置義務が生じない防火対象物にサウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）が設置されている場合は、第41条第2項第3号に基づき、消火器を設けなければならない。

(2) 消火器を設置する場合は、次の事項について考慮する。

ア 当該場所に至る各部分から、歩行距離20メートル以下とすること。

イ 適応する消火剤であること（政令別表第2参照）。

ウ 設置する消火器の能力単位は、1単位以上とすること。

(3) 消火器の設置にあたっては、重複して設けないことができる場合があるため、第41条（消火器に関する基準）【解説】を参照すること。

【参考】東京都千代田区・有楽町ビル火災の概要

1 概要

昭和43年3月13日12時41分頃、東京都千代田区有楽町にある有楽町ビルに所在するサウナ浴場から出火した。この火災は規模の小さな火災であったが、サウナ浴場独特の密室構造と立ち込める猛煙に避難を阻まれ、入浴客3名が死亡したものである。

2 出火原因

サウナヒーターの長期過熱により、木造可燃物が極度に乾燥し、ベットの木部がヒーターに近接していたこと、温度調整器を120度に設定したこと、利用客が少なかった等の諸条件が加わり、無煙着火したものと推定

3 問題点及び教訓

- (1) サウナ室とほかの部分とは、防煙・防火区画とする必要がある。
- (2) サウナの性格上、断熱効果を高めるための発砲樹脂が多量に使用され、金属等を使用できないため、スプルス材、合板等の可燃材を使用し、高温・低湿の状況に置かれているにもかかわらず、サウナヒーターを腰掛の下に設置するなど防火的な配慮がなされていなかった。
- (3) サウナ浴場の規模が小さいため、従業員2名のみで営業に携わっている状況にあり、防火管理体制等が全く望めない状態であった。このことから、使用区分ごとの防火管理体制のあり方について検討の必要がある。
- (4) 一旦非難した者が、自分の衣類や荷物等に執着し、再び火点室であるサウナ室の近傍にある更衣室に戻ったところ、更衣室に濃煙が充満したことにより死亡している。
- (5) サウナ室内に自動火災報知設備の感知器を設置させるようにし、早期に火災発見できるようにする必要がある。